

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-519853(P2016-519853A)

【公表日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-040

【出願番号】特願2015-545211(P2015-545211)

【国際特許分類】

H 04 N 19/70 (2014.01)

H 04 N 19/30 (2014.01)

【F I】

H 04 N 19/70

H 04 N 19/30

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビデオ復号の方法であって、

シンタクス要素を得るステップを含み；

前記シンタクス要素は、レイヤ識別子がレイヤ識別子シンタクス要素値と等しい非イン
トラランダムアクセスポイント(I R A P)ピクチャがレイヤ間予測のための参照ピクチャ
として使用されるか否かを示し、

レイヤ間参照ピクチャセットのピクチャを「長期参照に使用される」ものとしてマーキ
ングするか否かを判断するステップを含み；

前記シンタクス要素が時間識別子の値よりも大きい場合に、前記レイヤ間参照ピクチャ
セットの前記ピクチャが「長期参照に使用される」ものとしてマーキングされ、

前記シンタクス要素が前記時間識別子の前記値よりも大きくない場合に、前記レイヤ間
参照ピクチャセットの前記ピクチャが「長期参照に使用される」ものとしてマーキングさ
れない、方法。

【請求項2】

ビデオ復号のために構成された電子デバイスであって、

プロセッサと、

前記プロセッサと電子通信するメモリと、を備え、

前記メモリにストアされている命令は、シンタクス要素を得るよう実行可能であり、
前記シンタクス要素は、レイヤ識別子がレイヤ識別子シンタクス要素値と等しい非イン
トラランダムアクセスポイント(I R A P)ピクチャがレイヤ間予測のための参照ピクチャ
として使用されるか否かを示し、

前記命令は、レイヤ間参照ピクチャセットのピクチャを「長期参照に使用される」もの
としてマーキングするか否かを判断するよう実行可能であり、

前記シンタクス要素が時間識別子の値よりも大きい場合に、前記レイヤ間参照ピクチャ
セットの前記ピクチャが「長期参照に使用される」ものとしてマーキングされ、

前記シンタクス要素が前記時間識別子の前記値よりも大きくない場合に、前記レイヤ間
参照ピクチャセットの前記ピクチャが「長期参照に使用される」ものとしてマーキングさ

れない、電子デバイス。